

20 飲酒と喫煙

◆お酒は20歳になってから

成年年齢が18歳に引き下げられても、20歳未満の者の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されています。

成長過程にある20歳未満の者の飲酒は、本人にとって身体的・精神的に大きなリスクがあるだけでなく、事件・事故につながりやすく、事件等が起きたときには、社会的にも大きな影響を与えます。

◆学内での飲酒

大学構内では、教員等の監督者がいない学生だけでの飲酒行為は禁止です。

◆アルコール・ハラスメントとは

アルコール・ハラスメントとは、飲酒に関連した嫌がらせや迷惑行為、人権侵害を指します。命を奪うこともありますので、以下のような行為は絶対にしないでください。

①飲酒の強要

上下関係、クラブ・サークルの伝統の罰ゲームなどで飲まざるをえない状況にする。

②イッキ飲ませ

イッキに飲ませたり早飲み競争をさせたりする。

③意図的な酔いつぶし

酔いつぶすことを意図して飲み会を行った場合は、傷害行為に当たる。

④飲めない人への配慮を欠くこと

体質や意向を無視して飲酒を勧める。飲み会に酒類以外の飲み物を用意しない。

⑤酔った上での迷惑行為

酔って絡むこと、悪ふざけ、暴言、暴力、セクハラ、その他のひんしゆく行為。
(アルコール・ハラスメント被害の相談は、P27「19 ハラスメント」参照)

◆自転車の運転もしない

道路交通法が改正され、自転車運転中の「ながら運転」(「ながらスマホ」)の罰則が強化されました。自転車の酒気帯び運転も罰則の対象となります。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。

自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、運転に関するルールを確認しておきましょう。

◆飲酒運転を絶対にしない、させない

飲酒運転は運転者本人だけでなく、お酒を提供した人や運転させた人、同乗した人も厳しく罰せられます。飲酒運転が非常に危険な行為であることを十分理解した上で、運転者とその周囲の人が、飲酒運転は「しない!」「させない!」という強い意志を持ち、みんなで協力することが大切です。

<飲酒運転をなくすための3つの約束>

- 1 お酒を飲んだら運転しない(自転車も禁止)
- 2 運転する人にはお酒を飲ませない
- 3 お酒を飲んだ人には運転させない

※飲酒運転は、懲戒処分の対象になります。

◆学内での喫煙

大学の建物内は全面禁煙となっています。

喫煙は屋外の灰皿が設置してある場所のみとし、歩きタバコ、吸殻のポイ捨ても禁止です。

◆たばこってそんなに問題なの?

たばこの害はニコチン、タール、一酸化炭素をはじめとして4000種類以上の化学物質を含み、そのうち人体に有害なものは250種類以上、発がん物質も50種類以上含みます。肺がんだけでなく全身のがん、脳卒中や心筋梗塞など様々な病気を引き起こします。また、酸素の運搬が妨げられ、脳の働きも低下します。ほんのわずかな受動喫煙も有害です。

◆ニコチン依存症

ニコチン依存症は、血中のニコチン濃度がある一定以下になると不快感を覚え、喫煙を繰り返してしまう疾患です。喫煙をやめられない人は医療機関で禁煙治療を受けることができます。